TDB Business View
2026/11/02

採用時の最低時給1,213円 最低賃金との差、2 年連続で拡大

最低賃金の引き上げペース 「速すぎる」44.3%、「妥当」33.0%

滋賀県・最低賃金に関する企業の実態調査（2026 年 9 月）

帝国データバンク

本件照会先

内藤　壇（支店長）
帝国データバンク滋賀支店
TEL：077-566-8230（直通）
FAX：077-566-8233
info.shiga@mail.tdb.co.jp

発表日
2026/11/02

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

企業が従業員を採用する際の最低時給は平均1,213円となり、前年から69円上昇した。また、2026 年度の最低賃金の滋賀県加重平均 1,136円との差は 77円と、2025 年の64 円から13円増え、2 年連続で拡大した。企業が事業を継続しながら支払えると考える最低時給の上限は平均 1,263円だった。また、近年の引き上げペースを「速すぎる」とした企業は 44.3%と全国（42. 3%）を上回っており、賃金上昇への対応が企業経営の課題である。

※株式会社帝国データバンクは、滋賀県 193 社を対象に、最低賃金に対する企業の実態についてアンケート調査を実施した。
なお、最低賃金に関する調査は、今回で 5 回目
調査期間：2026 年 9 月 14 日～9 月 30 日（インターネット調査）
調査対象：滋賀県 193 社、有効回答企業数は 88 社（回答率 45.6%）

従業員採用時の最低時給は平均 1,213 円
賃金の引き上げが進むなか、差額は微増傾向が続く

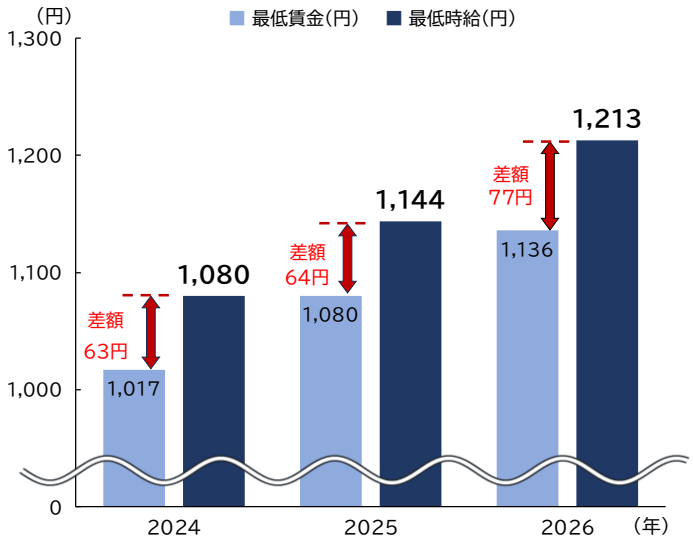
正社員、非正社員を問わず、企業が従業員を採用する際の最も低い時給[1]（以下、最低時給）は、平均1,213円となり、前年から69円上昇した。厚生労働省が発表した 2026 年度の最低賃金（以下、最低賃金）の全国加重平均 1,136 円を 77 円上回った。

採用時の最低時給と最低賃金の差額をみると、2024 年の 63 円から 2025 年は 64 円、2026 年は 77 円へと 2 年連続で拡大した。最低時給が上昇している状況下、最低賃金との差が広がっている。

業界別にみると、『卸売』が 1,384 円で最も高く、次いで『不動産』が 1,227円、『製造』が 1,206円と続いた。一方で、『小売』は 1,103 円、『建設』は 1,186円、『サービス』は 1,190 円となり、全体平均を下回った。

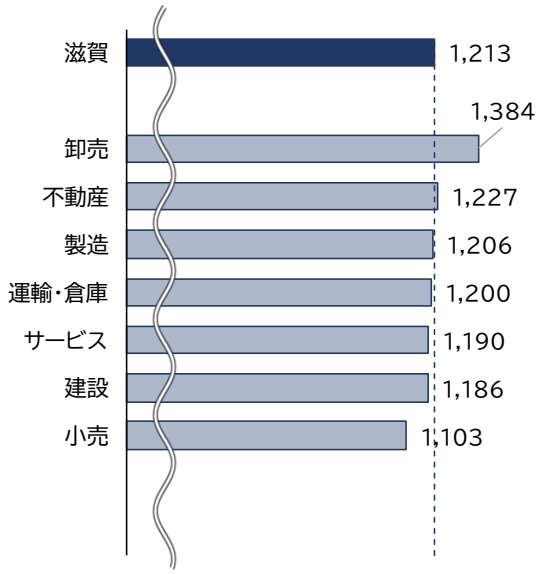
最低賃金と最低時給の推移

年度別　最低賃金と最低時給　推移



注:母数は、有効回答のうち集計可能な企業、2024年82社、2025年84社、2026年74社

2026 年　採用時の最低時給 ～業界別～



注:母数は、有効回答企業88社のうち、集計可能な企業74社

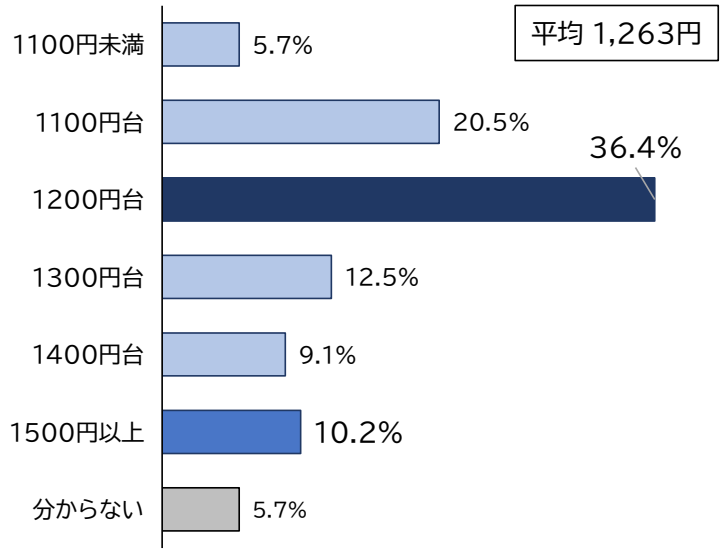
[1] 従業員を採用するときの最も低い時給の平均値で、小数点第 1 位を四捨五入している。なお、日給･週給･月給の場合は、時給に換算している

企業が支払い可能と考える最低時給の上限、平均 1,263 円

企業に、事業を継続しながら支払うことが可能な最低時給の上限を尋ねたところ、平均は 1,263円となり、採用時の最低時給 1,213 円を 50 円上回った。両者の平均額は近く、企業の採用時給が、企業自身が想定する最低時給の上限に近い水準となっている可能性が示された。

また、上限額を『1,200 円台以下』(「1,100 円未満」「1,100 円台」「1,200 円台」の合計割合)とした企業は合計 62.6%と6割を超えた一方、「1,500 円以上」は 10.2%にとどまった。政府が遅くとも 2030 年代前半までのできる限り早期に全国平均 1,500 円の達成を掲げるなか、現時点では、企業が事業を継続しながら支払えると考える水準との間に隔たりがあることがうかがえる。

事業を継続しながら支払うことが可能な最低時給の上限



注1:母数(有効回答企業)は、88社
注2:平均額は、各選択肢の中間値に各回答者数を乗じ加算したものから全回答者数で除して算出(「分からない」は除く)

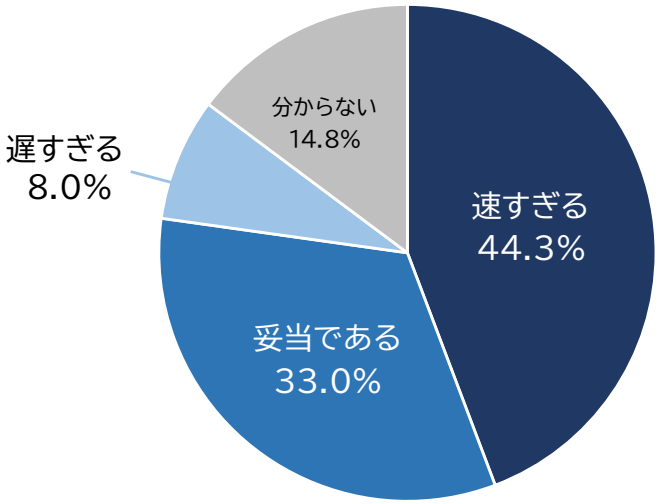
最低賃金の引き上げペース、44.3%が「速すぎる」

近年の最低賃金の引き上げペースについて尋ねたところ、「速すぎる」が 44.3%で最も多く、「妥当である」は 33.0%、「遅すぎる」は8.0%、「分からない」は 14.8%だった。2024 年以降、最低賃金は 2024 年に 51 円、2025 年に 63円、2026 年に 56 円と、毎年 50 円を超える引き上げが続くなか、4 割超の企業が現在のペースを速いと受け止めている。

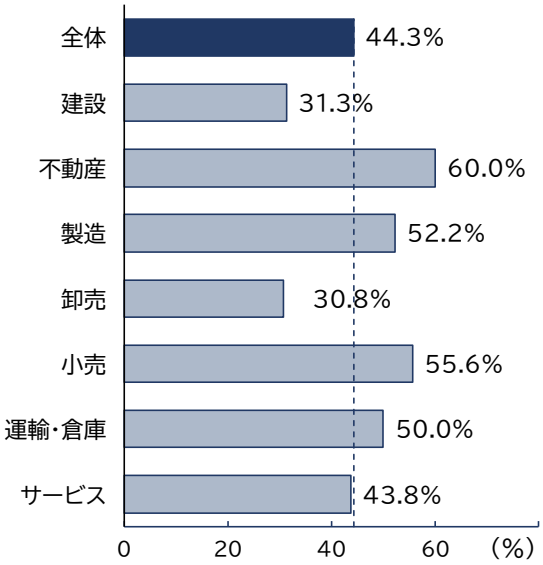
業界別にみると、「速すぎる」では、『不動産』で60.0%と最も高く、次いで『小売』が 55.6%、『製造』が 52.2%、『運輸・倉庫』が 50.0%となり、4 業界で 50%を超えた一方で、『卸売』が30.8%、『建設』が31.3%と3割台にとどまった。

最低賃金の引き上げペースへの判断

最低賃金の引き上げペース



「速すぎる」の割合 ～業界別～



注1：母数（有効回答企業）は、88社
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

まとめ

滋賀県内企業を対象とした調査によると、企業が従業員を採用する際に提示する最低時給は平均1,213円となり、前年から 69 円上昇した。最低賃金を上回る水準で人材を確保しようとする動きが続いており、2026 年度の最低賃金との差額は 77 円となった。2024 年の 63 円、2025 年の 64 円から拡大しており、人手不足を背景に企業が採用競争力を維持するため、最低賃金以上の処遇を提示せざるを得ない状況がうかがえる。

一方で、企業が事業継続を前提に支払可能と考える最低時給の上限は平均 1,263 円で、採用時の最低時給との差はわずか 50 円にとどまった。企業の多くは既に賃金水準を限界に近いところまで引き上げている実態がみられる。実際に上限額を「1,200 円台以下」と回答した企業は 62.6％を占める一方、政府目標である「1,500 円以上」に対応可能とした企業は 10.2％にとどまり、理想と現実の間には大きな隔たりがある。

最低賃金の引き上げペースについては、「速すぎる」と回答した企業が 44.3％で最多となった。特に『不動産』『小売』『製造』『運輸･倉庫』などでは 50％以上が負担感を示している。自由意見からも、「単価を引き上げなければ対応できないが、得意先との価格交渉は難航するだろう」（警備業）、「賃上げは必要だが、価格転嫁は容易ではない」（医薬品製造業）、「大企業は賃上げできても、中小企業は無理をして対応している」（金属プレス製造業）といった声が目立った。

また、「最低賃金上昇により、中堅社員との賃金差が縮小する懸念がある」（製造業）、「外食など労働集約型産業では死活問題」（飲食業）との指摘もあり、最低賃金の引き上げが既存従業員の処遇見直しや人件費全体の上昇につながっていることがうかがえる。さらに、社会保険料負担の軽減を求める声も寄せられた。

最低賃金の引き上げは労働者の生活向上や人材確保の観点から重要である一方、県内企業、とりわけ中小企業では賃上げ原資の確保が大きな課題となっている。今後は価格転嫁の促進や生産性向上支援、社会保険負担の在り方を含めた総合的な環境整備が求められよう。

参考：都道府県別の最低時給、東京都が 1,410 円でトップ

都道府県別に最低時給をみると、「東京都」が 1,410 円で最も高く、次いで「神奈川県」が 1,381 円、「埼玉県」が 1,322 円、「大阪府」が 1,318 円となった。一方で、最も低かったのは「鳥取県」の 1,107 円で、「秋田県」が 1,119 円、「鹿児島県」が 1,123 円と続いた。最も高い「東京都」と最も低い「鳥取県」では 303 円の差があり、採用時の最低時給には地域によって大きな開きがみられた。

各都道府県の最低時給と最低賃金の差額をみると、「東京都」が 130 円で最も大きく、次いで「埼玉県」が 126 円、「福井県」が 121 円となった。他方、「鳥取県」は 17 円にとどまり、「秋田県」が 29 円、「徳島県」と「鹿児島県」がそれぞれ 33 円だった。東京の近隣県では、最低時給を東京の水準に合わせないと人が集まらないため、差額が大きくなっている可能性がある。

最低賃金と最低時給　一覧 ～都道府県別～

（単位：円）

都道府県	最低賃金	最低時給	差額	都道府県	最低賃金	最低時給	差額
北海道	1,131	1,212	81	滋　賀	1,136	1,213	77
青　森	1,090	1,146	56	京　都	1,180	1,247	67
岩　手	1,090	1,126	36	大　阪	1,231	1,318	87
宮　城	1,098	1,169	71	兵　庫	1,172	1,246	74
秋　田	1,090	1,119	29	奈　良	1,107	1,218	111
山　形	1,092	1,128	36	和歌山	1,101	1,165	64
福　島	1,094	1,158	64	鳥　取	1,090	1,107	17
茨　城	1,136	1,196	60	島　根	1,092	1,147	55
栃　木	1,125	1,205	80	岡　山	1,104	1,178	74
群　馬	1,120	1,206	86	広　島	1,141	1,218	77
埼　玉	1,196	1,322	126	山　口	1,101	1,210	109
千　葉	1,195	1,298	103	徳　島	1,103	1,136	33
東　京	1,280	1,410	130	香　川	1,092	1,158	66
神奈川	1,279	1,381	102	愛　媛	1,093	1,141	48
新　潟	1,108	1,154	46	高　知	1,086	1,157	71
富　山	1,119	1,216	97	福　岡	1,114	1,202	88
石　川	1,113	1,201	88	佐　賀	1,095	1,185	90
福　井	1,112	1,233	121	長　崎	1,087	1,130	43
山　梨	1,113	1,195	82	熊　本	1,092	1,159	67
長　野	1,117	1,205	88	大　分	1,096	1,180	84
岐　阜	1,121	1,191	70	宮　崎	1,085	1,153	68
静　岡	1,154	1,204	50	鹿児島	1,090	1,123	33
愛　知	1,195	1,260	65	沖　縄	1,086	1,180	94
三　重	1,143	1,193	50	全体	1,177	1,255	78

注1：最低賃金は、「地域別最低賃金の全国一覧」（厚生労働省ホームページ）より引用
注2：最低時給は、従業員を採用するときの最も低い時給の平均値で、小数点第1位を四捨五入したもの
注3：最低時給の母数は、有効回答企業1万235社のうち集計可能な企業7,899社
注4：青色の網掛けは「全国」を除く値が大きい上位3都道府県、赤色の網掛けは下位3都道府県を示す

企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業（小規模企業含む）	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金 3 億円を超える」かつ 「従業員数 300 人を超える」	「資本金 3 億円以下」または 「従業員数 300 人以下」	「従業員数 20 人以下」
卸売業	「資本金 1 億円を超える」かつ 「従業員数 100 人を超える」	「資本金 1 億円以下」または 「従業員数 100 人以下」	「従業員数 5 人以下」
小売業	「資本金 5 千万円を超える」かつ 「従業員数 50 人を超える」	「資本金 5 千万円以下」または 「従業員数 50 人以下」	「従業員数 5 人以下」
サービス業	「資本金 5 千万円を超える」かつ 「従業員数 100 人を超える」	「資本金 5 千万円以下」または 「従業員数 100 人以下」	「従業員数 5 人以下」

注 1：中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位 3%の企業を大企業として区分
注 2：中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位 50%の企業を中小企業として区分
注 3：上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB 産業分類（1,359 業種）によるランキング